

○ 西いぶり広域連合管理職手当支給規則

〔平成12年3月28日
規則第19号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合職員の管理職手当の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲及び支給額)

第2条 管理職手当の支給範囲及び支給額は、次のとおりとする。

支給範囲	支給金額
事務局長職	56,000円
事務局次長職 及び部次長職	48,000円
課長職	39,000円
課長補佐職	31,000円

(室蘭市規則の準用)

第3条 前条に定めるもののほか、この規則の施行については、室蘭市職員管理職手当支給規則(昭和32年室蘭市規則第9号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。